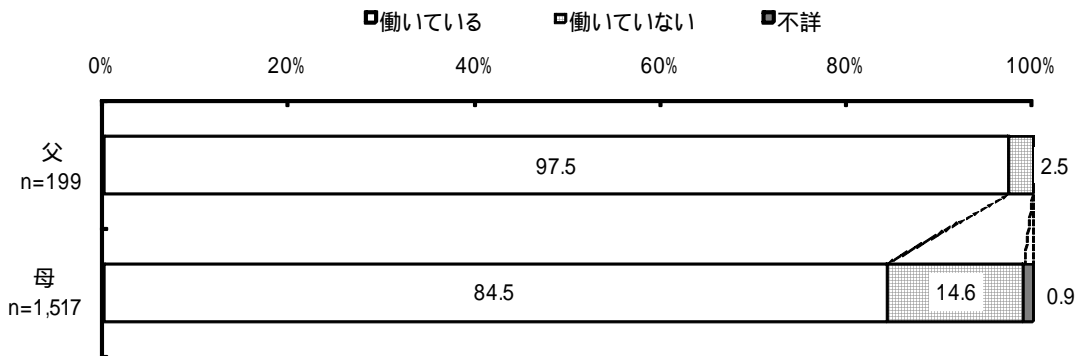


- 10 . 生活困難の状況

1 . ひとり親世帯の就業状況

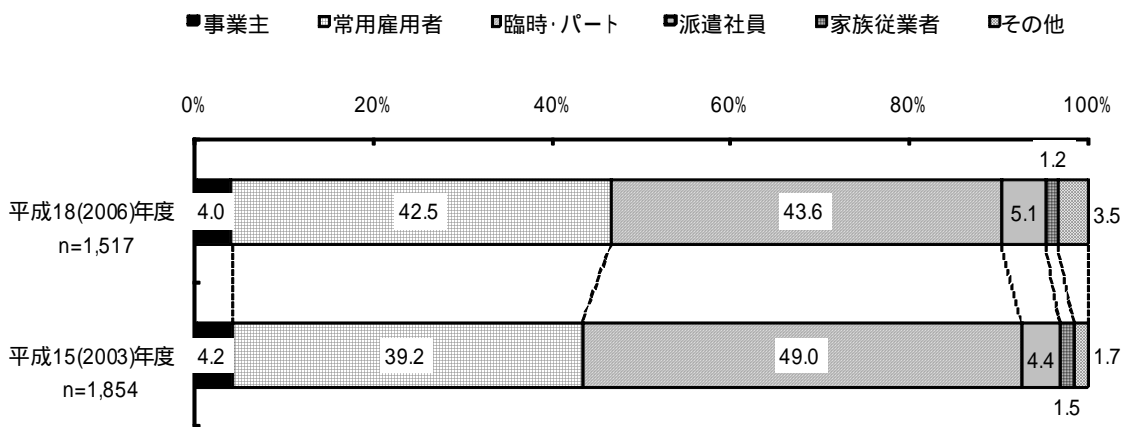
全国の調査では、平成 18 (2006) 年度で、ひとり親世帯のうち父親の 97.5%、母親の 84.5%が働いている。
 就業状況は、母親の 42.5%が常用雇で、43.6%が臨時・パートで働いている。

図表 - 10 - 1 ひとり親世帯の就業状況(全国)

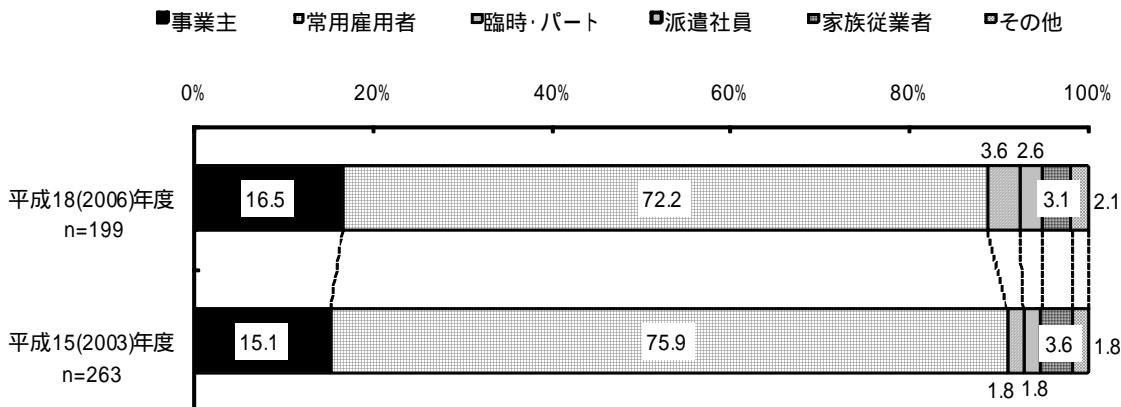


資料：厚生労働省「全国母子世帯等調査」(平成 18 年度)

< 母 >



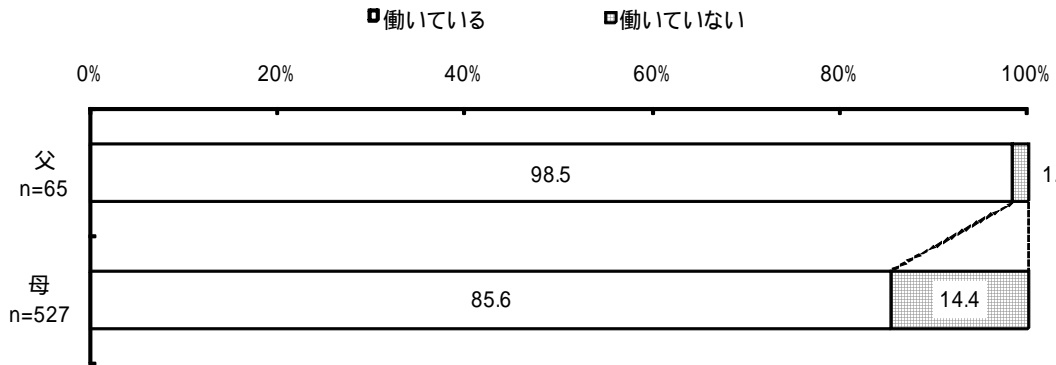
< 父 >



資料：厚生労働省「全国母子世帯等調査」(平成 18 年度)

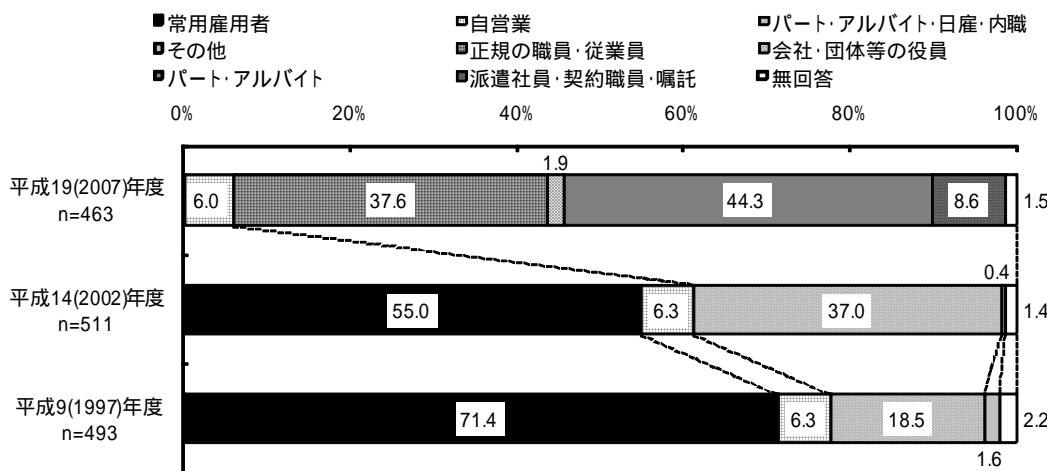
都の調査では、平成 19 (2007) 年度で、ひとり親世帯の父親の 98.5%、母親の 85.6%が働いている。
 就業している母親の 37.6%が正規の職員・従業員で、44.3%がパート・アルバイトで働いてい

図表 - 10 - 2 ひとり親世帯の就業状況(都)

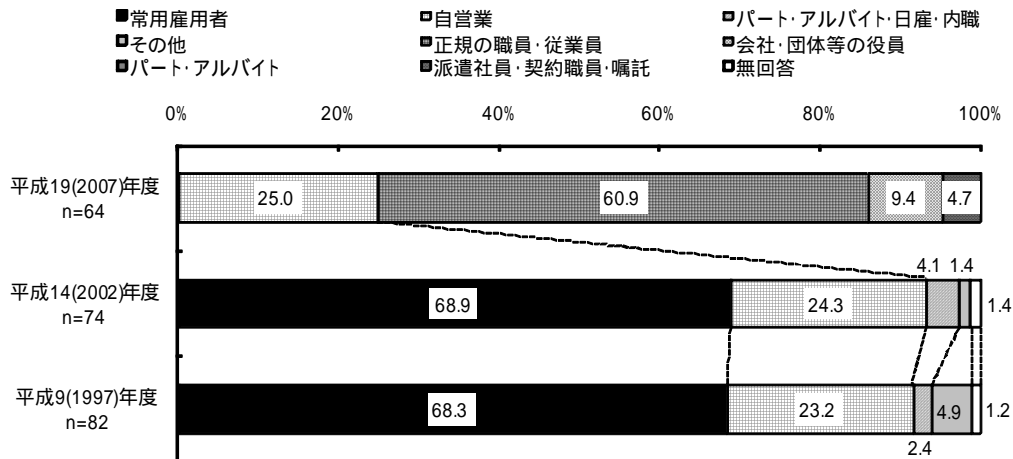


資料：平成 19 年度 東京都福祉保健基礎調査「東京の子どもと家庭」

< 母 >



< 父 >



注 1：19 年度調査の「会社・団体等の役員」「派遣社員・契約職員・嘱託等」は新たに選択肢として設けたものである。

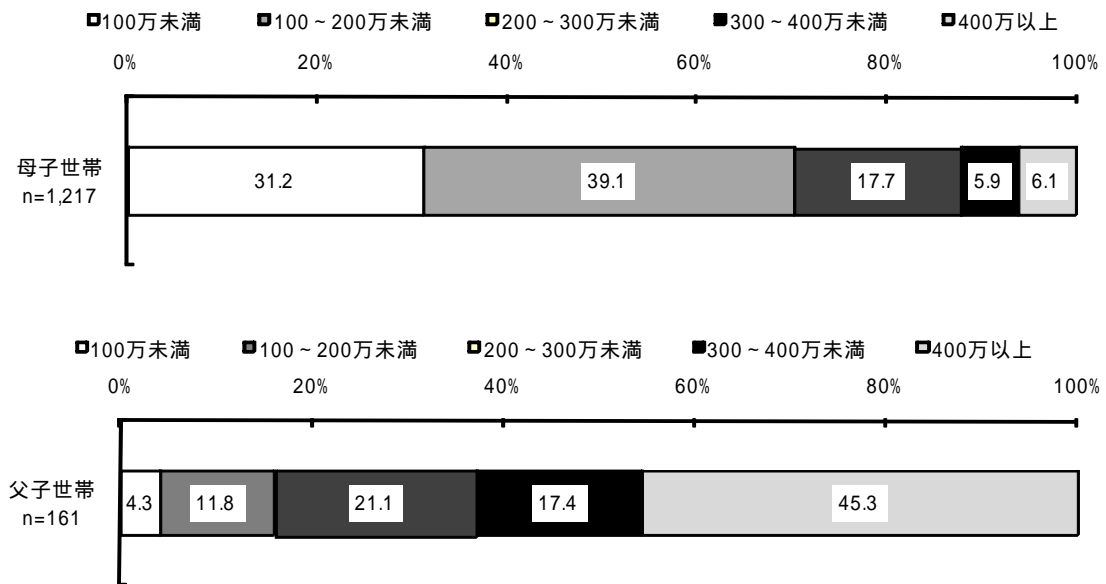
注 2：父親は回答人数がすくないため参考値である。

資料：平成 19 年度東京都福祉保健基礎調査「東京の子どもと家庭」

2. ひとり親世帯の収入

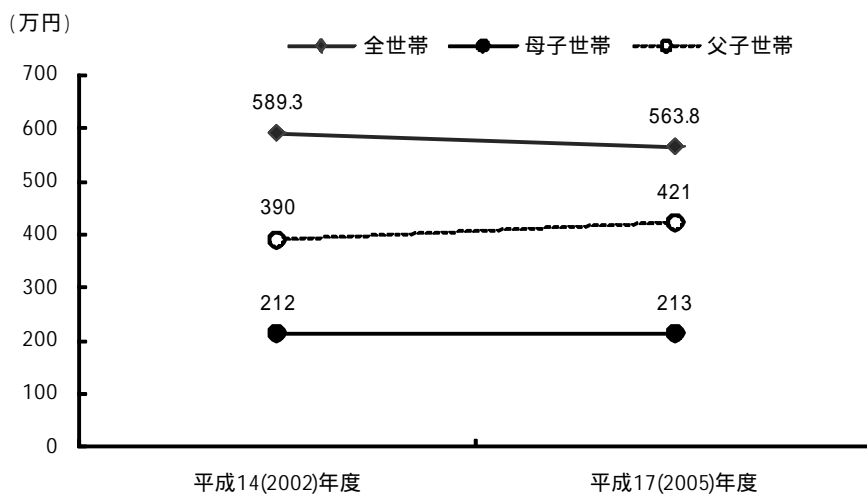
全国調査では、平成 18 (2006) 年度の母子世帯は平均収入 200 万円未満が 70.3%、父子世帯では 400 万円以上が 45.3%となっているが、200 万円～300 万円未満が 21.1%、300 万円～400 万円未満が 17.4%となっている。
 全世帯の収入との比較では、平成 17 (2005) 年度で全世帯平均が 563.8 万円であるのに対し、母子世帯が 213 万円、父子世帯が 421 万円となっている。

図表 - 10 - 3 ひとり親世帯の年間平均収入(全国)



資料：厚生労働省「全国母子世帯等調査」（平成 18 年度）

図表 - 10 - 4 ひとり親世帯の年間平均収入と全世帯の年間平均収入の比較(全国)



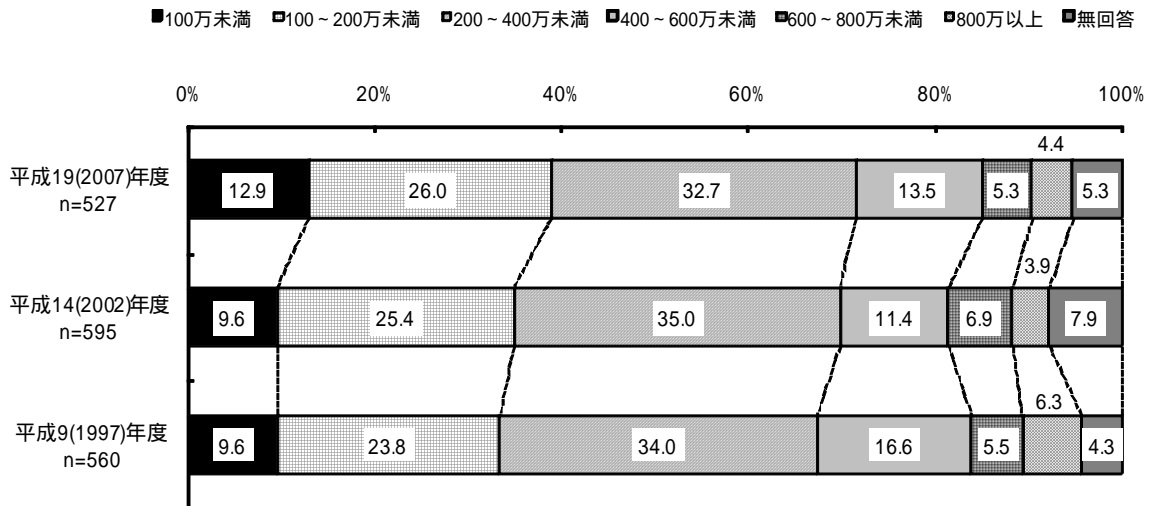
注：全世帯については国民生活基礎調査の平均所得の数値。

資料：厚生労働省「全国母子世帯等調査」（平成 18 年度）

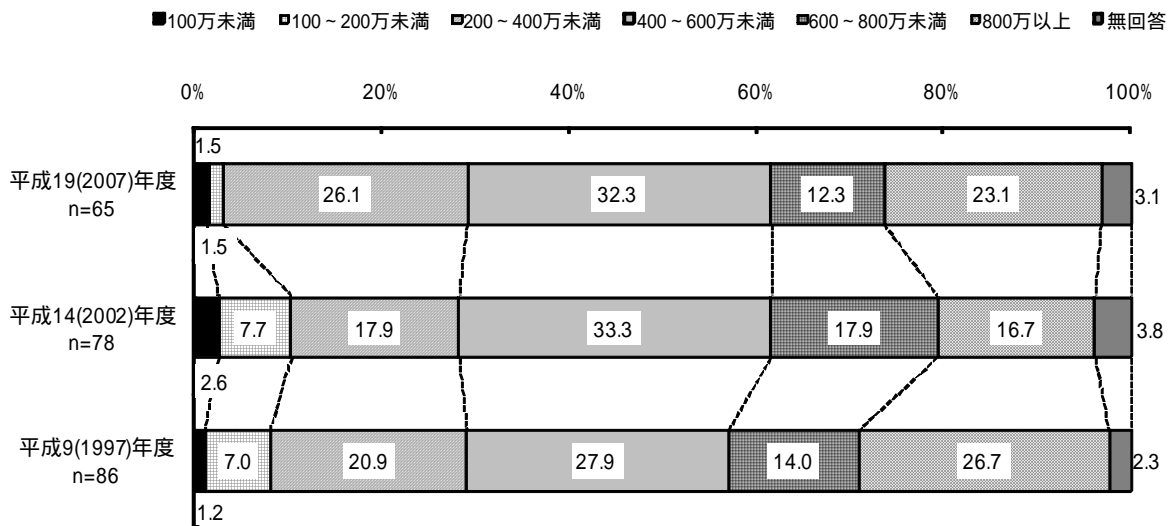
都の調査では、平成 19 (2007) 年度の母子世帯は平均収入 400 万円未満が 71.6%、父子世帯では 400 万円以上が 67.7%となっている。

図表 - 10 - 5 ひとり親世帯の年間平均収入(都)

< 母子世帯 >



< 父子世帯 >

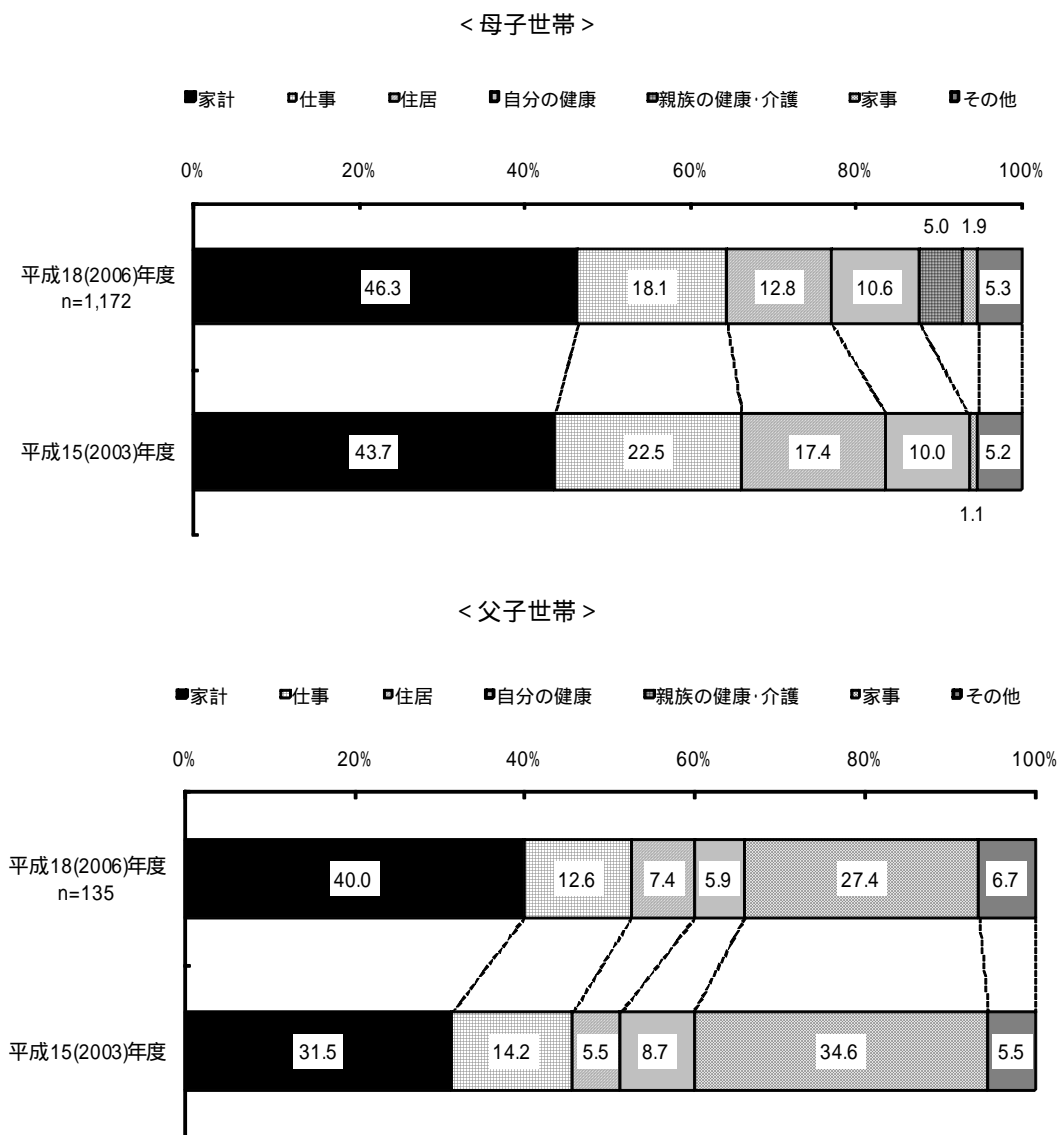


資料：平成 19 年度東京都福祉保健基礎調査「東京の子どもと家庭」

3. ひとり親世帯の困りごと

ひとり親等の困っていることは、母子世帯の場合、「家計」が46.3%、「仕事」が18.1%、「住居」が12.8%となっている。父子世帯では、「家計」が40.0%、「家事」が27.4%、「仕事」が12.6%となっており、母子世帯との悩みの違いがみられる。

図表 - 10 - 6 ひとり親世帯の困りごと(全国)

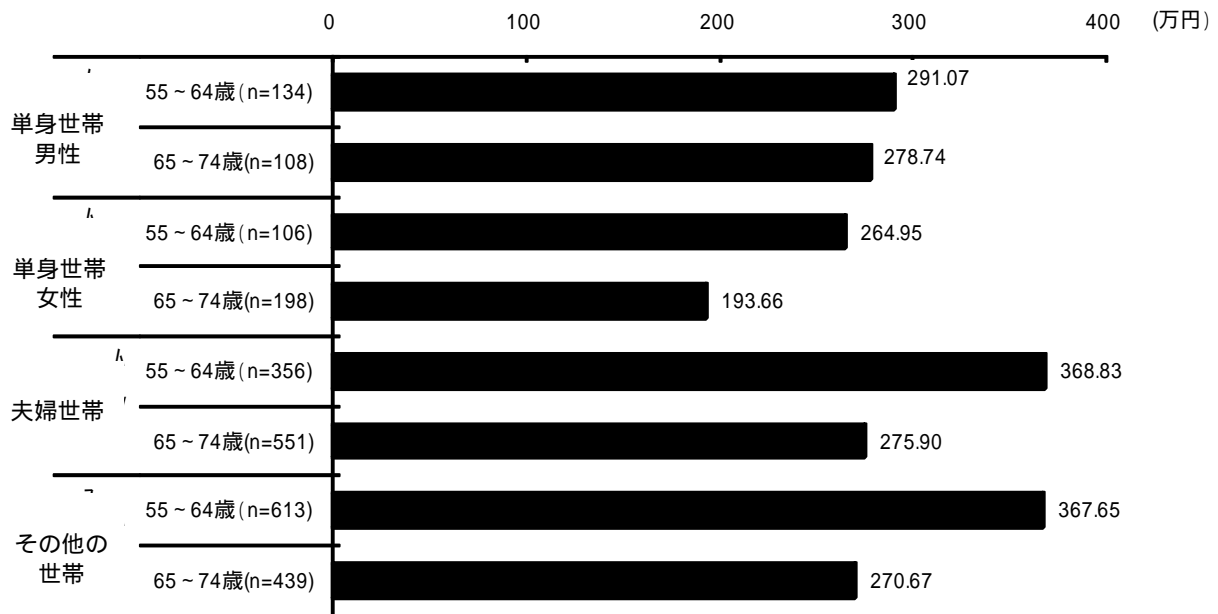


資料：厚生労働省「全国母子世帯等調査」（平成18年度）

4. 高齢世帯の収入

世帯人員一人当たりの年間収入の平均額を見ると、夫婦世帯やその他の世帯と比較すると単身世帯の年間収入の平均額が低く、特に単身世帯女性の65～74歳では193.66万円と最も低くなっている。

図表 - 10 - 7 世帯人員一人当たり年間収入の平均額(全国)



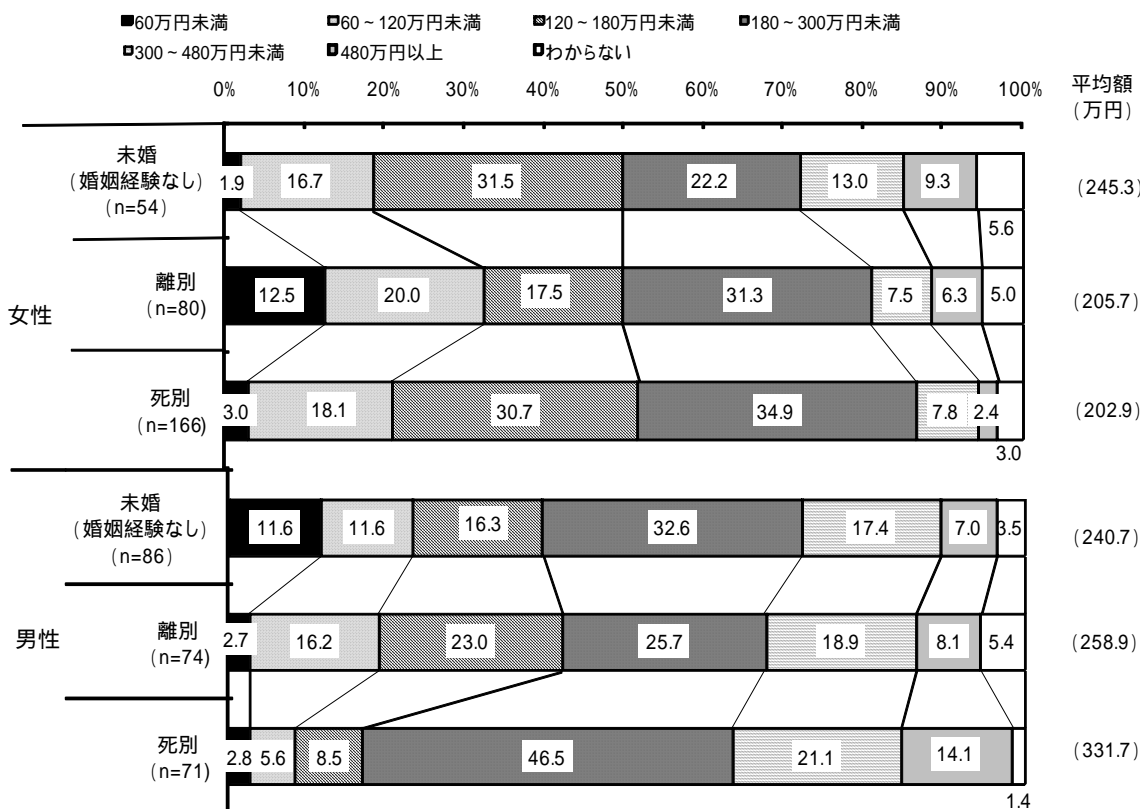
注1：55～74歳の男女4,000件（男性2,000件、女性2,000件）を対象に調査し、うち有効回収数は2,505件（62.6%）。

注2：世帯年間収入を世帯人員数を考慮して個人単位の収入に変換する処理を行っている。具体的には合計Iの収入がある世帯人員S人の世帯員1人当たり年間収入Wを算出するために、等価弾力性値（E=0.5）を用いて $W = I / (S \times E)$ として算出した。この方法は、全国消費実態調査における等価可処分所得の算出方法に準じたものである。なお、世帯年間収入は、回答があったカテゴリーの中央値を利用し算出している（「1800万円以上」については「2100万円として算出」）。

資料：内閣府男女共同参画局「高齢男女の自立した生活に関する調査結果（概要）」（平成20年）

単身世帯についてみると、配偶者と死別した者では、男性の平均収入 331.7 万円に対し、女性の平均収入は 202.9 万円と大きな差がある。一方、未婚の場合は、男性の平均収入 240.7 万円に対し、女性は 245.3 万円とほぼ同じである。

図表 - 10 - 8 高齢単身世帯における本人自身の年間収入の分布(婚姻状況別)(全国)

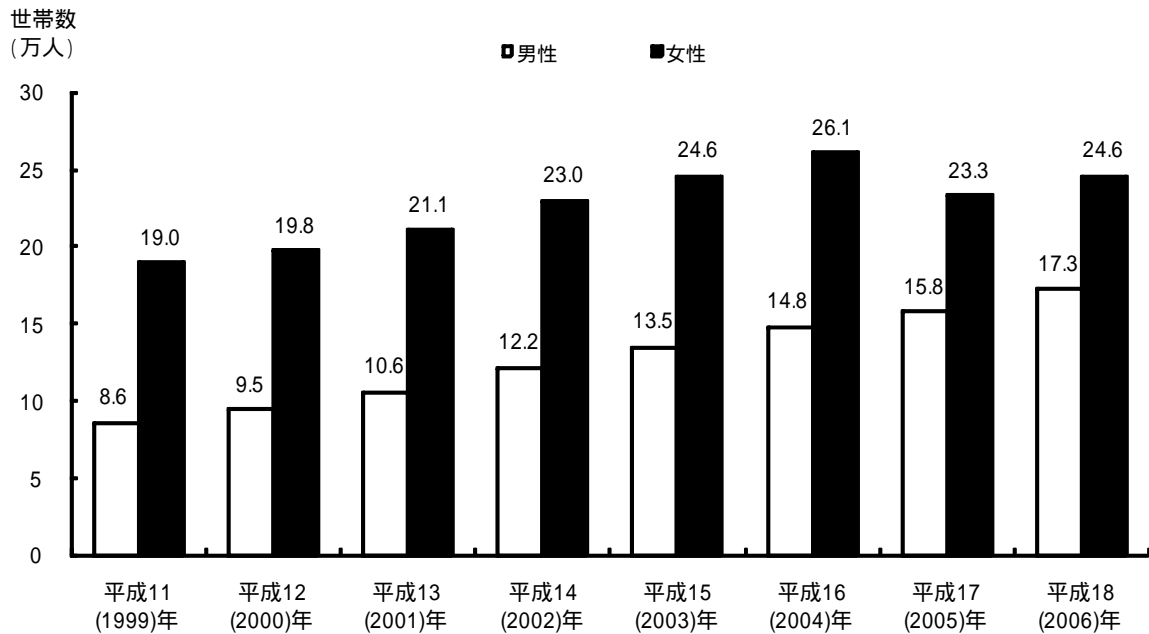


注：55～74歳の男女4,000件（男性2,000件、女性2,000件）を対象に調査。

資料：内閣府男女共同参画局「高齢男女の自立した生活に関する調査結果（概要）」（平成20年）

生活保護を受ける高齢者単身世帯数についてみると、女性が平成13(2001)年以降20万世帯以上となっている。男性は毎年増加している。平成18(2006)年の生活保護を受ける高齢者単身世帯数は男性が約17万世帯、女性が約25万世帯となっている。

図表 - 10 - 9 生活保護を受ける高齢者単身世帯数の推移(全国)



注1：高齢者単身世帯とは、男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯をいう。

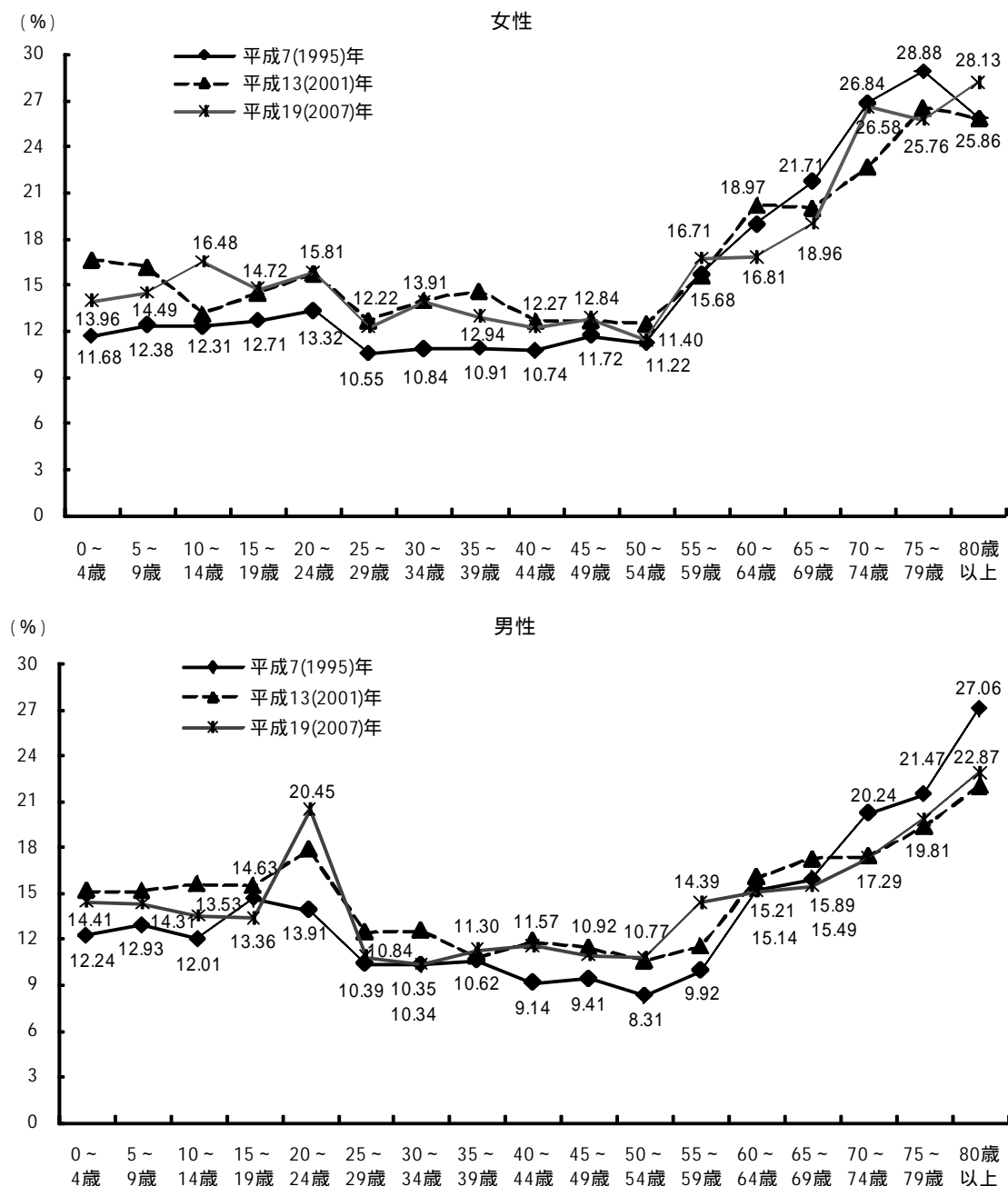
注2：各年7月1日時点。

資料：厚生労働省「被保護者全国一斉調査」

5. 貧困率の状況

年齢階層別貧困率は、男女とも55歳を超えると上昇する傾向にあり、平成19(2007)年の女性の80歳以上では28.13%、男性の80歳以上は22.87%となっている。
平成19(2007)年の男性は20歳～24歳では20.45%と前後の年代に比べて、貧困率が高くなっている。

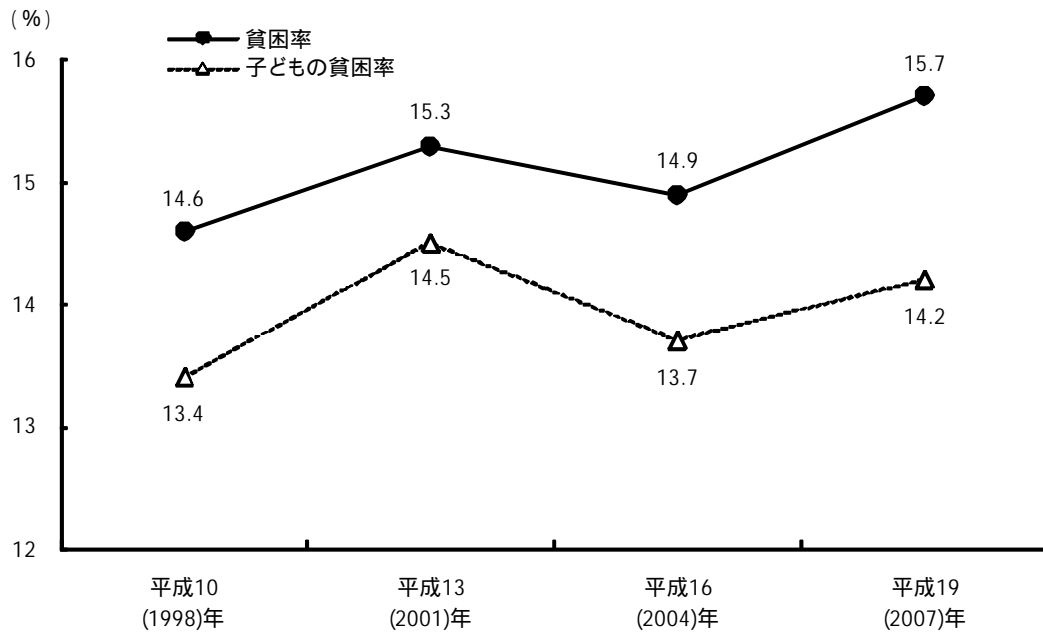
図表 - 10 - 10 年齢階層別貧困率の推移(全国)



資料：平成21年7月31日開催男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会「生活困難を抱える男女に関する検討会」資料より作成

この10年間の貧困率は14.6%から15.7%と、ほぼ横ばいで推移しており、子どもの貧困率についても13.4%から14.2%と、ほぼ横ばいで推移している。

図表 - 10 - 11 相対的貧困率の推移(全国)



注1：「所得」は、調査対象年1年間（1月～12月）の所得である。

注2：ここでいう所得には、現金給付として受給した社会保障給付費は含まれるが、現物給付は含んでいない。

注3：可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう。

注4：相対的貧困率の算出にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所作業班がOECDに提供している貧困率の作成基準によっている。

・OECDに提供している「相対的貧困率」の作成基準について

- (1) 「相対的貧困率」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいう。
- (2) 子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。
- (3) 等価可処分所得金額は、1985年を基準とした物価指数で調整した。

資料：平成21年10月20日厚生労働省公表資料より